

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当先について(令和2年度予算)

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

令和2年度「大宜味村一般会計予算」における社会保障施策関係費への充当状況については、下記のとおりである。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

(単位:千円)

総額	従来分	社会保障財源化分
58,925	27,110	31,815

【歳出】 社会保障4経費およびその他社会保障施策に要する経費

375百万円

区分		令和2年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	左記のうち引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会保険	国民健康保険費	57,883	22,944			34,939	15,908
	後期高齢者医療費	63,318	11,325			51,993	15,907
合 計		121,201	34,269			86,932	31,815